

議案第 2 1 号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大田原市新庁舎整備推進委員会の項を削り、同部大田原市プロポーザル審査会の項の次に次のように加える。

大田原市市の鳥選考委員会	市の鳥の選考に関する事務
--------------	--------------

別表市長の部大田原市認知症初期集中支援チーム検討委員会の項の次に次のように加える。

大田原市生涯活躍のまち推進協議会	生涯活躍のまちの推進に関する事務
------------------	------------------

別表教育委員会の部中

「

大田原市歴史文化基本構想策定委員会	歴史文化基本構想の策定に関する事務
-------------------	-------------------

」

を

「

大田原市文化財保存活用地域計画協議会	文化財保存活用地域計画の作成等に関する事務
名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会	名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画の策定に関する事務

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。